第25回
成年後見制度利用促進専門家会議
令和８年11月９日 | 資料３

# Ⅱ　地域における権利擁護支援体制の整備

## （3）意思決定支援の普及・啓発

# 目次

**Ⅰ　成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援**

⇒各機関や支援策の運用について、成年後見制度の見直しに対応する必要がある
　という観点から、論点を整理

（１）成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援の実施

（２）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

（３）制度の利用しやすさ向上のための取組の推進

**Ⅱ　地域における権利擁護支援体制の整備**

⇒市町村における地域連携ネットワークの推進により権利擁護支援体制を整備する必要がある
　という観点から、論点を整理

（１）地域連携ネットワークづくりとその強化

（２）総合的な権利擁護支援策の充実

（３）意思決定支援の浸透

（４）担い手の確保・育成等の推進

（５）体制整備の推進体制

**Ⅲ　成年後見制度の趣旨・内容等を踏まえた適切な権利擁護支援の浸透**

⇒成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施を確保するためには、
　制度の趣旨・内容について関係者に浸透させるための取組が必要であるという観点から、論点を整理

（１）民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報

（２）関係者の理解促進のための取組

# 1. 意思決定支援の普及・啓発①

## 現状と課題

○権利擁護支援においては、本人の自己決定を尊重し、本人の意思、選好及び価値観を支援方針等に適切に反映させるため、意思決定支援を共通の基盤として捉える必要がある。意思決定の主体は本人であり、必要な支援を受けながら自ら意思決定し、その意思に基づいて自分らしい生活を送ることができるよう、その過程を支えることが重要である。

○ 認知症、障害福祉、医療及び成年後見の各分野では、意思決定支援に関するガイドライン等が作成されている。厚生労働省は、これまでも、関係省庁等と連携しながら、各ガイドラインに共通する基本的な考え方を整理した「意思決定支援の基本的考え方（LIFE）」の公表、ポータルサイトでの情報提供、後見人等への研修や都道府県で研修を担う人材の育成等により、本人の特性に応じた意思決定支援という考え方の浸透を図ってきた。一方、意思決定支援の重要性や考え方は一定の浸透が見られるものの、実践には至っていない場合もあるとの指摘がある。

○このような中、社会福祉法等改正法により、福祉サービスの提供等にあたって、利用者の意思決定支援に配慮すべきことが社会福祉法上に規定された。

○権利擁護支援においては、「意思決定の中心に本人を置く」という考え方の下、本人の声や意思・選好を起点として支援を組み立てていくことが重要であり、引き続き、実践的な意思決定支援が行われるための取組を推進していく必要がある。

○後見人等や福祉サービス提供者等、本人を支える関係者が、それぞれの役割において意思決定支援の考え方を踏まえて関わり、本人を中心とするチーム全体で支えていくことが基本となる。

# 1. 意思決定支援の普及・啓発②

## 対応案（施策）

① 厚生労働省は、関係省庁等や関係機関等と連携しながら、各分野のガイドラインを活用して支援者や当事者その他関係者への普及・啓発の取組を継続するとともに、当事者の企画への参画や講師としての参加等の工夫による実践的な研修を実施することとしてはどうか。その際、本人を意思決定の主体とすることや、「本人の声」を起点として支援を組み立てることなどの基本的な考え方を分かりやすく伝え、浸透を図ることとしてはどうか。

② 厚生労働省は、より分かりやすい周知・啓発を行う観点から、各ガイドラインに共通する基本的な考え方を整理した「意思決定支援の基本的考え方（LIFE）」の更なる活用を図りながら、周知・啓発を行うこととしてはどうか。

③ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」については、意思決定支援が支援者らによる本人「支援」の活動であることや、制度改正の内容及び改正後の後見事務の運用状況等を踏まえつつ、厚生労働省及び専門職団体等の関係機関において、成年後見制度の「運用・監督」を担う司法機関である最高裁判所とも連携の上で、その取扱いを検討することとしてはどうか。

# （参考）意思決定支援に関する各種ガイドラインの概要 ①

地域における権利擁護の支援体制に係るWG（第２回）の資料を再掲

| | 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン | 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン | 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン | 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン | 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン |
|---|---|---|---|---|---|
| **策定時期** | 平成29年３月<br>（令和８年９月改訂） | 平成30年6月<br>（令和７年３月改訂） | 平成19年<br>（平成30年３月改訂） | 令和元年5月 | 令和２年10月 |
| **ガイドラインの対象等** | 支援を受ける者：**障害者（障害福祉サービスを必要とする障害者）**<br><br>支援をする側として想定されている者：**障害福祉サービス事業者、成年後見の担い手を含めた関係者**<br><br>主な適用場面：<br>**①日常生活における場面**<br>例）食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等の基本的生活習慣等に関する場面<br>**②社会生活における場面**<br>例）自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面 | 支援を受ける者：**認知症の人（認知機能の低下が疑われる人も含む）**<br><br>支援をする側として想定されている者：**周囲の人**<br><br>主な適用場面：**日常生活・社会生活の意思決定の場面** | 支援を受ける者：**人生の最終段階を迎えた（見据えた）本人及び家族等**（※１）<br>※１ 家族等とは、今後単身世帯が増えることも想定し、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在であるという趣旨を踏まえ、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広範囲の人（親しい友人等）も含み、複数人存在することも考えられる。<br><br>支援をする側として想定されている者：**多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチーム**<br><br>主な適用場面：**人生の最終段階における医療・ケアの方針を決定する際の、人生の最終段階を迎えた（見据えた）本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた話し合いの場面**（※２）<br>※２「人生の最終段階」には、 がん末期のように予後が長く ても2～3か月と予測できる 場合、慢性疾患の急性増悪を 繰り返して予後不良に陥る場 合、脳血管疾患の後遺症や老 衰など数か月～数年で死を迎 える場合がある。 どのような状態が「人生の 最終段階」かは、本人の状態を 踏まえて、医療・ケアチームの 適切かつ妥当な判断による。 | 支援を受ける者：**身寄りがない人**（※）**、医療に係る意思決定が困難な人**<br>※家族や親類へ連絡がつかない状態にある人および家族の支援が得られない人<br><br>支援をする側として想定されている者：**医療・ケアチーム**<br><br>主な適用場面：**入院、医療に係る意思決定が求められる時点** | 支援を受ける者：**被後見人等**<br><br>支援をする側として想定されている者：**後見人等(専門職後見人だけではなく、親族後見人・市民後見人を含む)※**<br>※本ガイドラインは中核機関や自治体職員等の執務の参考となることも想定されている。<br><br>主な適用場面：**本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面**<br>例）<br>①施設入所契約など本人の居所に関する重要な決定。<br>②自宅や高額な資産の売却等、法的に重要な決定。<br>③特定の親族に対する贈与・経済的援助など、直接的には本人のためとはいい難い支出をする場合等。 |

# （参考）意思決定支援に関する各種ガイドラインの概要 ②

地域における権利擁護の支援体制に係るWG（第２回）の資料を再掲

| | 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン | 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン | 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン | 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン | 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン |
|---|---|---|---|---|---|
| **支援の概要** | 可能な限り本人が自ら意思決定できるよう、以下の枠組みで支援する。<br>**①意思決定支援責任者の配置**<br>**②意思決定支援会議の開催**<br>**③意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成**<br>**④本人の意思決定に基づくサービスの提供**<br>**⑤モニタリングと評価・見直し** | **①意思形成支援**：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援<br>**②意思表明支援**：形成された意思を適切に表明や表出することへの支援<br>**③意思実現支援**：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援<br>※チームで情報を共有し、チームで検討（本人が参加する「意思決定支援会議」の開催） | ＜本人の意思が確認できる場合＞<br>**①本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明を実施**<br>**②本人と医療・ケアチームとの十分な話し合いを踏まえた本人の意思決定を基本とする。**<br>**③時間の経過、心身の状態の変化等に応じて本人の意思は変化しうるものであることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行う。**<br>＜本人の意思が確認できない場合＞<br>**①家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針をとることを基本とする。**<br>**②家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と十分に繰り返し話し合う。**<br>**③家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとって最善の方針をとることを基本とする。** | 本人の意思が確認できる場合、次の手順によるものとする。<br>**①医療従事者からの適切な情報提供と説明。**<br>**②本人が主体となって、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、本人による意思決定を支援。**<br>**③時間の経過や心身の状態の変化等に応じて本人の意思は変化しうるため、このプロセスを繰り返し行う。** | 本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定ができるよう、後見人等を含む本人に関わる支援者らによって以下のプロセスで支援する。<br>**①支援チームの編成、支援環境の調整、本人への趣旨説明、ミーティングの準備等**<br>**②本人を交えたミーティングの開催。**<br>**③本人の意思決定に沿った支援を展開。**<br>**④各プロセスをアセスメントシート等※に記録し、後見事務を振り返る。**<br>※本ガイドラインには意思決定支援及び代行決定の場面で活用できるアセスメントシートが掲載されている。 |

# 2. 意思決定支援の確保

## 現状と課題

○意思決定支援は、本人の権利を保障するものであることを踏まえると、意思決定支援の考え方等の浸透のための取組に加えて、福祉サービスの利用場面など社会生活における意思決定支援の確保を図ることも重要である。

○チームによる意思決定支援を基本としつつ、本人の希望や支援の状況に応じ、日常の支援者とは異なる立場の人が継続的に関わることも考えられる。その際、本人の思いや迷いを受け止め、周囲と意見が異なる場合も本人の側に立ち、ともに考え、意思の表明を支えることが重要である。

○こうした立場から地域において本人の意思決定を支援する「意思決定サポーター」は、チームだけでは捉えにくい本人の意向を把握し得るという観点から、「本人の声」を起点とした支援を地域で確保するための重要な要素になり得ると考えられる。

○本人の意思決定を支える人が関わる取組の一つとして、厚生労働省は、これまで、利用者と意思決定サポーターを中核機関がマッチングする事業（以下「マッチング事業」という。）などの取組を実施している。今後、こうした事業の実施状況等を踏まえながら、地域住民や当事者が生活者としての経験や視点を生かして参画する在り方を含めた課題を整理し、意思決定支援を確保するための方策を検討する必要がある。

## 対応案（施策）

① 意思決定支援については、本人を支えるチームにおいて適切に実施されるべきことを前提に、市町村及びセンターが必要に応じて「本人の声」を起点とした支援を円滑に実施するための関係者間の調整や支援をすることが考えられるのではないか。

② 市町村及びセンターは、本人の希望や支援の状況、地域の実情を踏まえ、必要に応じて日常の支援者とは異なる立場の人が本人の側に立って意思決定を支える取組を進めることが考えられるのではないか。

③ 厚生労働省は、マッチング事業の実施状況や権利擁護支援を担う人材の育成状況を踏まえ、本人の側に立って意思決定を支える取組なども含め、本人にとっての意義や効果を示しながら、取組事例の共有や研修等により市町村における取組の普及を図ることとしてはどうか。

# （参考）中核機関における意思決定サポーターと利用者とのマッチング事業の概要 ー 成年後見制度利用促進体制整備推進事業（意思決定支援の確保を図る取組）

地域における権利擁護の支援体制に係るWG（第２回）の資料を再掲

## 意思決定支援の確保を図る取組（中核機関コーディネート機能強化事業）

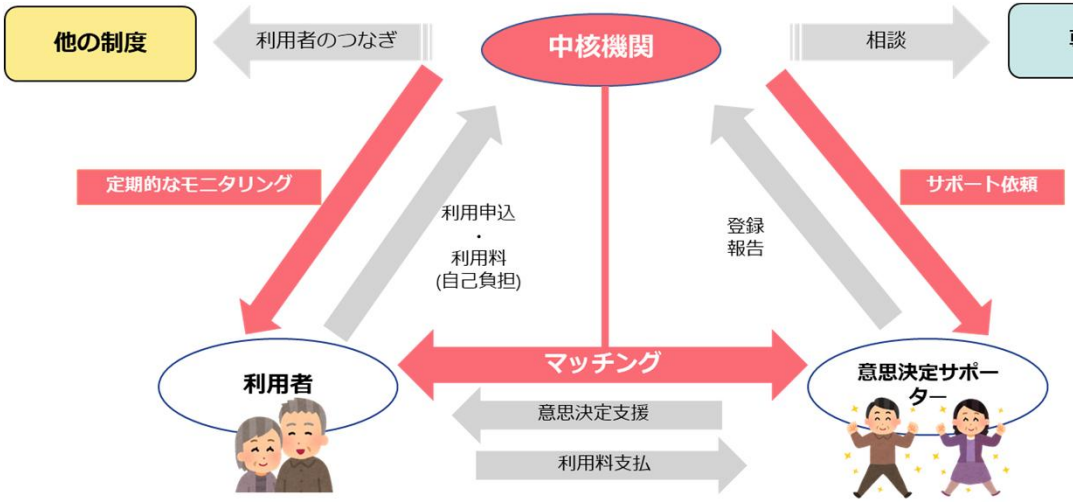
○　福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など**社会生活における意思決定支援の確保**は、それらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、**本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことに効果的**であるとされている。

○　このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定サポーターによる支援を受けられるよう、**中核機関が、意思決定サポーターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進**を図る。本人が、**福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待**できる。

○　なお、本人と意思決定サポーターとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定サポーターが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。

※　『**意思決定支援**』とは、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」（意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ））とされている。

（意思決定支援の確保を図る取組のイメージ）




【実施主体】　市町村（委託可）
【 基準額 】　1,000千円
【 補助率 】　1／2

★意思決定サポーターによる支援内容として想定されるもの（例）★

- 本人の意向・要望を確認し、利用している福祉サービス事業者等に伝達すること
- 介護サービスの利用契約等の場面において、本人が希望する場合に同席すること
- 買い物等の外出に同行すること
- 定期的な訪問等により、本人が日常生活において困っていること等を聴取し、必要に応じて支援者に伝えること
- その他、お金の使い道を一緒に検討する等、本人らしい生活の基盤となる本人の意思決定を後押しすること　　等

地域における権利擁護の支援体制に係るWG
（第２回）の資料を再掲

# （参考）令和７年度老人保健健康増進等事業 「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」①

事業実施団体：一般財団法人 日本総合研究所

## 事業概要

○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書における指摘事項や、今後の成年後見制度の改正等も踏まえ、地域の権利擁護の担い手の育成・活躍支援に向けた対応策の検討を目的として、外部有識者等から構成される検討委員会を設置し、市民後見人や法人後見の担い手の育成・活躍支援に係る取組の実態把握と課題分析、対応策の検討等を行った。

○ あわせて作業部会を設置し、今後、成年後見制度利用支援事業の見直しを検討する際の課題や対応の方向性を整理するための論点の提示を行った。

## 市民後見人育成のポイント

○ 今般の成年後見制度の改正に伴い、後見終了後の権利擁護支援の担い手として、市民後見人養成研修修了者の役割は、一層重要になる。

○ 養成研修については、段階的・選択的なコース制の導入やオンラインを活用した受講形態の多様化、広域での育成・活躍支援の推進などが効果的。

○ 「市民後見人の強みを活かせるか」という視点での受任調整や、継続して市民後見人を支える体制整備、家庭裁判所の理解を得ること等が必要。

【好事例】

・養成研修修了者を対象にした勉強会や交流会の開催等により、修了者が孤立しない環境を整えている事例

・受任後も定期的な状況確認や専門職への相談機会を設けるなど、中核機関を中心にチームとして支援する体制を整えている事例

・家庭裁判所に対し、行政と中核機関が一体となって市民後見人の活動内容や選任後の支援体制を説明し、理解を得ている事例

## 本事業実施後の対応

○ R8.6.12付けで自治体あてに事務連絡を発出し、本事業報告書（育成・活躍支援のポイント及び好事例）について周知

○ 同日、最高裁判所あてに事務連絡を発出し、自治体との連携について家庭裁判所への周知を依頼

## 検討委員会

※五十音順　◎＝委員長

海野芳隆（社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活支援部権利擁護課長）
上山泰（新潟大学法学部教授）
川端伸子（一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表理事）
住田敦子（特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツセンター長）
◎永田祐（同志社大学社会学部社会福祉学科教授）
前田実知代（徳島県美馬市保険福祉部次長）
山本恵美子（広島県健康福祉局地域共生社会推進課長）
オブザーバー：厚生労働省、法務省、最高裁判所

# （参考）令和７年度老人保健健康増進等事業 「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」②

## 報告書（抄）

Ⅰ－３．まとめ：市民後見人の育成・活躍支援に向けて

【市民後見人の育成・活躍支援に向けた提案事項】
５．養成研修修了者に対する継続的なフォローアップと活動機会の創出

（３）提言

○ 今後は、市町村及び中核機関、都道府県において、「地域全体の権利擁護人材」という広い視点から、養成研修修了者の活躍の場を広げる働きかけを行うことが期待される。

○ 具体的には、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員、民生委員、制度の広報・説明、地域の見守り支援、意思決定サポーター、権利擁護サポーターなど、多様な場面での活躍が想定される。養成研修修了者それぞれのバックグラウンドを活かし、本人の希望に沿った参画しやすい体制を整備することが重要である。

○ 一方、こうした活躍支援を市町村や中核機関が単独で担うことには限界がある。社会福祉法人の法人後見における支援員としての活動をコーディネートしたり、地域包括支援センターや相談支援事業所と連携して見守り支援員として活躍してもらうなど、地域の関係機関が連携して担い手を支える体制づくりが求められる。

○ 地域連携ネットワーク全体で、市民の活躍を支援する仕組みを構築していくことが重要である。

出典：令和７年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」報告書【本編】p38